

東京都教育委員会は、不当な教育への介入を排除し、人権としての性教育を推進すること

私たちNPO法人家庭科教育研究者連盟（略称・家教連）は、全国の家庭科教師、家庭科にかかわる者たちが参加している団体です。1966年に設立し、小中高校生たちの心身の発達を保障することをめざし、男女ともに生活についての学習が必要と男女共学家庭科を実現させ、実践しています。

私たちは、子どもの生活、現実を大事にして授業実践をつくりあげてきました。性にかかわる課題は、子どもの人権や生活、文化そのものに深くかかわり、子どもの生き方にも影響を及ぼすことを実感しています。子どもたちの人権感覚、人間性を育む上で、発達段階を踏まえた性教育は不可欠のものです。さらに生命尊重の観点から見ても、子どもたちから性の課題を遠ざけることはできません。

足立区で、3月に人権教育の一環としておこなわれた中学3年生総合学習「自分の性行動を考える」に対して、自民党都議会議員から「不適切な性教育」と都議会文教委員会で質問がありました。これに対して都教育委員会は「調査」と「指導」を進めると答弁しましたが、これは教育への不当な支配を禁じている教育基本法第16条に明らかに違反しています。

当日の授業は、教員、校長、区教育委員会で内容を検討し、事前に保護者にも通知し、公開でおこなわれました。若者の性に関する深刻な状況を踏まえれば「性交」「避妊」等を正確に学ぶことは欠かせません。今回、それを授業で取り上げたのは当然のことであり、国際的なスタンダードを踏まえた「権利としての性の学習」でした。学習指導要領には書かれていないと問題視していますが、学習指導要領は、一定水準を確保するためのもので、用語だけをとらえて問題視する姿勢こそ正すべきです。都教育委員会には、憲法・教育基本法第16条の観点で、学校現場の自主性を尊重し、教育への不当な介入を許さない姿勢こそ求められます。

文教委員会で質問した自民党都議会議員は、2003年に元七生養護学校で行われた性教育攻撃を行いました。攻撃の不当性は裁判の結果で明らかにされ、2013年最高裁で有罪判決を受けています。

都教育委員会の本来の役割は、こうした攻撃を諫め、排除することにあるはずです。また、このような教育への不当介入から学校・教職員・子ども・保護者・市民を守ることにあるはずです。

私たちは、今回の都教育委員会の対応に強く抗議し、以下について要望します。

記

1. 都教委は、学校現場の自主性を尊重し、不当な介入を許さないこと
2. 都教委は、不当な介入から、学校・教職員・子ども・保護者・市民を守る姿勢を貫くこと
3. 都教委は子どもたちの実態から、発達段階にそった性教育を推進することに力を入れること

以上